

計画策定年度	令和 5年度
計画変更年度	令和 7年度
計画主体	増毛町

増毛町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 増毛町農林水産課

所 在 地 北海道増毛町弁天町3丁目6番地

電 話 番 号 0164-53-1117

F A X 番 号 0164-53-2348

メールアドレス keizai@town.mashike.hokkaido.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対 象 鳥 獣	エゾシカ、鳥類(カラス類、カモメ類)、アライグマ、ヒグマ ねずみ科に属する獣類、トド、アザラシ類、オットセイ
計 画 期 間	令和6年度～令和8年度
対 象 地 域	増毛町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害額(千円)	被害面積(ha)
エゾシカ	水稻	4,320 千円	73.30 ha
	果樹	3,116 千円	13.38 ha
	畑	300 千円	0.80 ha
鳥類(カラス類、カモメ類)	果樹	919 千円	11.18 ha
トド、アザラシ類、オットセイ	漁網等漁具 水産物	9,802 千円	-
アライグマ	果樹	400 千円	0.79 ha
ヒグマ (R5)	果樹	1,715 千円	1.30 ha
ねずみ科に属する獣類	-	-	-

(2) 被害の傾向

エゾシカ	水田地帯では山間地の一部において水稻への食害が発生しており、果樹地帯では、秋から冬にかけて樹木の食害による被害が発生している。被害面積も年によって増減はあるが、依然として農作物被害が発生しており、歯止めがかからない状況である。 また、道路上や市街地でも出没が相次いでおり、交通障害や生活環境及び生産環境など様々な面で支障をきたしている。
鳥類(カラス類、カモメ類)	農作物、特に果樹を中心として食害が見られる。また、りんごの有袋栽培の袋をいたずらして外す、ビニールハウスを破く等の作業環境への被害も増加傾向にある。
トド アザラシ類 オットセイ	例年、11月から6月にかけて本町沿岸海域に来遊し、カレイ刺網を中心に漁具被害が増加し、また漁具被害を避けて操業を見合わせ漁業者も多く、直接・間接的な物を含め多大な被害額になっている。

アライグマ	畑作物や果樹などの食害や、民家や空き家への侵入など、被害が深刻化している。繁殖力が高く、今後の被害増加が懸念されるため、集中的な捕獲が必要。
ヒグマ	果樹を中心に農作物の被害がある。近年は人家に近いところまで出没が増えており、人身被害の危険性も懸念される。
ねずみ科に属する獣類	主に山林地帯で植栽して間もない若年木への食害があり、それらを軽減するため、薬剤の空中散布による駆除を実施している。 今後被害の拡大を防止するため継続して駆除が必要。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
エゾシカによる農業被害面積・金額	87.48 ha 7,736 千円	43.74 ha 3,868 千円
鳥類(カラス類、カモメ類)による農業被害面積・金額	11.18 ha 919 千円	0.30 ha 643 千円
トド、アザラシ類、オットセイによる水産業被害金額	9,802 千円	4,901 千円
アライグマによる農業被害面積・金額	0.79 ha 400 千円	0.20 ha 280 千円
ヒグマによる農業被害面積・金額（R5※）	1.30 ha 1,715 千円	0.91 ha 1,200 千円
ねずみ科に属する獣類による林業被害・面積	- ha - 千円	15.0 ha 500 千円

※ 現状値は、被害調査等において回答があった面積・被害額について記載し、目標値は地域全体で約3割程度の被害軽減を見込んでいる。

※ ねずみ科に属する獣類の現状値は、被害調査等では把握できなかったが今後の被害増加が予想されるため、令和3年度策定増毛町鳥獣被害防止計画の目標値を転記する。

※「ヒグマによる農業被害面積・金額」について、令和5年度の被害が例年より大きいため、その数値を現状値とする。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	対象鳥獣	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	エゾシカ	猟友会を隊員とした鳥獣対策実施隊へ、継続的な捕獲及びパトロール等の業務を依頼している。	猟友会の協力を得て、銃器やくくりわなを用いての捕獲を行っているが、夜間の出没や被害及び市街地等の出没に対する対策が不十分である。
	鳥類(カラス類、カモメ類)	平成25年度より鳥獣被害対策実施隊の業務とし、日頃の捕獲に加え、毎年一斉捕獲を実施している。	実施隊での一斉捕獲等は一時的には効果があるものの、効果の持続性が無い。捕獲場所も限定的なため、より効率的な捕獲方法を検討する。
	トド アザラシ類 オットセイ	北海道連合海区漁業調整委員会指示による採捕承認を得て、増毛漁業協同組合が主体となり関係機関の協力のもと銃器での駆除及び追い払いを行っている。	沿岸を回遊する個体を銃器によって追い払いを行っているが、捕獲に繋がるケースは極めて少ないため、効率性が悪い。 今後は、近隣市町や留萌振興局管内など広域的な取り組みが必要である。
	アライグマ	特定外来生物に係る防除計画の確認を受け、アライグマの被害と思われる箇所を中心に、箱わなの設置を実施した。	生息数が爆発的に増加しているため、より一層の捕獲体制の整備が必要。防除計画に基づき、町民による捕獲を促し、被害防止に積極的に取り組んでいかなければならない。
	ヒグマ	目撃情報が寄せられたら見回りを実施し、防災無線や看板設置での注意喚起を行っている。場合によっては、箱わなの設置、鳥獣被害対策実施体にパトロール業務及び駆除を依頼している。	出没が不定期であり、実施隊員の人員確保が困難な場合がある。銃器での捕獲は危険も伴うため、隊員の負担が大きい。 猟友会や警察、振興局等の各機関と連携して被害防止や捕獲促進を行う。
	ねずみ科に属する獣類	樹木を食害するエゾヤチネズミ等による被害を軽減するため、薬剤の空中散布による駆除を行っている。	被害及び生息範囲が広範囲であるため、薬剤散布を主とした駆除を行う。なお、今後被害が拡大した場合には、必要資材の導入等を検討する必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	エゾシカ	広域的な設置を推進し、ある程度の農用地を囲い、エゾシカの侵入の防止を図っている。	維持管理について、受益者任せであるため、機能していない防護柵がないよう、組織的に維持管理する体制を整備することが必要である。

(5) 今後の取組方針

エゾシカについては、生息数の減少を図るため鳥獣被害対策実施隊に銃器等による捕獲を継続して依頼し、農作物に対する食害・踏み付け等の被害を減少させる。

鳥類(カラス類、カモメ類)については、果樹協会と連携を取りながら農産物被害発生状況及び生息情報の収集に努め、生息数の減少を図るため鳥獣被害対策実施隊による駆除を実施する。

また、果樹地帯においては防鳥ネットや爆音機など忌避資材の導入、落果果樹の早期処理等の対策により鳥獣を寄せ付けない環境整備に努める。

アライグマについては、農作物被害発生状況及び生息情報の収集に努め、被害発生時には防除計画に基づき農業者及び関係機関と連携し、さらに防除従事者となっている町民と協力して箱わなによる捕獲を行い、防除及び被害の軽減を図る。

ヒグマについては、目撃情報が寄せられた際に見回りを実施し、防災無線や看板設置の設置などで注意喚起を行う。繰り返しの出没や人身事故の恐れの高い問題個体については銃器や箱わなでの捕獲を行う。

ねずみ科に属する獣類については、植栽後10年間は被害の恐れがあることから、継続して薬剤の空中散布を実施し、被害を深刻化させないように努める。

トドについては、準絶滅危惧種であるので、漁業被害を最小限に防ぐため、銃器での駆除及び追い払いを引き続き行う。

また、強化網の導入や既存漁具の改良等での被害防止対策や、新たな手法の開発により、漁業とトドとの共存を目指した対策について模索していく。

また、捕獲担い手(狩猟者)の確保についても推進する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

エゾシカについては、猟友会、関係機関等の協力を得て、有害鳥獣の出没地域及び被害状況を把握し、効率的な捕獲体制の構築を図る。

また、鳥獣の捕獲等を行わなければ農産物への被害の軽減を図れないと判断される場合には、当該地域を含め北海道へ捕獲許可申請を提出し、許可を受け捕獲等を行う。

鳥類(カラス類、カモメ類)については、町内における生息数、行動範囲等が未知数なため、目撃・被害情報等を基に鳥獣被害対策実施隊が銃器等による捕獲を行う。

アライグマについては、捕獲対策講習会を受講して防除従事者証を所持する者が箱わなを使用して捕獲を行う。

ヒグマについては、目撃情報等による対応として、関係機関と連携を図り、必要に応じて鳥獣被害対策実施隊員に警戒出動を要請し、追い払いを実施する。また、継続的な農作物の被害や、人身事故の恐れがある場合の対応として、実施隊員が銃器や箱わなによる捕獲を実施する。

トドについては、今後は北海道連合海区漁業調整委員会指示に基づく採捕承認を増毛漁業協同組合で取得する。被害防止対策については、増毛漁業協同組合が主体となり関係機関の協力を得て駆除及び追い払いを実施する。

ねずみ科に属する獣類については、森林組合へ予察調査業務を委託し、おおまかな個体数の傾向を把握しているため、それらの情報から薬剤散布による駆除及び必要機材の購入・活用による捕獲体制を構築する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	エゾシカ 鳥類(カラス類、 カモメ類) アライグマ ヒグマ	狩猟免許取得促進などの方針について検討 各被害防止機材の購入及び適正な保守管理
	ねずみ科に 属する獣類 トド、アザラシ 類、オットセイ	各被害防止機材の購入及び適正な実施
令和7年度	エゾシカ 鳥類(カラス類、 カモメ類) アライグマ ヒグマ	狩猟免許取得促進などの方針について検討 各被害防止機材の購入及び適正な保守管理
	ねずみ科に 属する獣類 トド、アザラシ 類、オットセイ	各被害防止機材の購入及び適正な実施
令和8年度	エゾシカ 鳥類(カラス類、 カモメ類) アライグマ ヒグマ	狩猟免許取得促進などの方針について検討 各被害防止機材の購入及び適正な保守管理
	ねずみ科に 属する獣類 トド、アザラシ 類、オットセイ	各被害防止機材の購入及び適正な実施

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

第13次北海道鳥獣保護管理計画を参考にするとともに関係機関等と協議を行い、対象鳥獣による被害状況を勘案し捕獲を主体としつつ、農業被害の減少を目指す。

トド、アザラシ類においては、引き続き銃器での駆除及び追い払いを行い、漁業被害の減少を目指す。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
エゾシカ	3 5 0	4 0 0	4 0 0
鳥類(カラス類、カモメ類)	3 5 0	3 5 0	3 5 0
アライグマ	2 0 0	2 0 0	2 0 0
ヒグマ	2 0	3 0	3 0
ねずみ科に属する獣類	1 0	1 0	1 0
トド、アザラシ類	3	3	3

捕獲等の取組内容
エゾシカ 捕獲区域は町内一円とする。 銃器及びくくりわなを主とした捕獲体制の実施をする。 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第 7 条第 1 項第 7 号の場所及び区域において、鳥獣の捕獲等を行わなければ農産物への被害の軽減を図れないと判断される場合においては、当該地域を含め北海道へ捕獲許可申請を提出し、許可を受け捕獲等を行う。 鳥類(カラス類、カモメ類) 捕獲区域は町内一円とする。 銃器を主とした捕獲体制の実施をする。 アライグマ 捕獲区域は町内一円とする。 箱わなを主とした捕獲体制の実施をする。 ねずみ科に属する獣類 捕獲区域は町有林内及び民有林内とする。 山林での薬剤散布による駆除を実施する。 なお、必要に応じて機材による捕獲の実施を検討する。 トド 1 1 月～ 6 月の間、銃器での駆除及び追い払いを実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
エゾシカ	防獣ネットの設置 16km	電気柵等の設置	電気柵等の設置

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	エゾシカ 鳥類(カラス類、 カモメ類)	侵入防止柵の適正な管理の呼びかけ 鳥獣の隠れ場所となる藪の刈払い等里地里山の整備 鳥獣による被害防止に向けた、知識の普及活動 新規狩猟免許取得に係る費用を補助する
令和7年度	アライグマ ヒグマ ねずみ科に 属する獣類	
令和8年度	トド、アザラシ 類、オットセイ	

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称：増毛町鳥獣被害防止対策協議会

構成機関の名称	役割
増毛町	協議会の総括・事務に関すること（事務局）
るもい農業協同組合	鳥獣被害調査・情報収集
留萌南部森林組合	森林における鳥獣被害調査・情報収集
増毛漁業協同組合	鳥獣被害調査・情報収集・トドによる漁業被害の防止及び駆除方法の研究
北海道猟友会留萌支部増毛部会	捕獲等の被害防止活動の実施
留萌農業改良普及センター南留萌支所	防除・技術の普及（農業）
各地区農業者代表	鳥獣被害調査・情報収集

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
留萌警察署	住民の安全対策（市街地に鳥獣出没時の対応等）
北海道留萌振興局環境生活課	鳥獣対策の窓口（捕獲許可等）
北海道留萌振興局農務課	鳥獣対策に係る指導・助言
北海道留萌振興局水産課	鳥獣対策に係る指導・助言
留萌地区水産技術普及指導所 留萌南部支所	被害防止技術アドバイザー
北海道中央農業共済組合留萌支所	被害情報収集・提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

増毛町鳥獣被害対策実施隊設置要綱により隊員を任命し設置しており、対象鳥獣の捕獲等の被害防止計画に則った活動を実施している。

(4) その他被害防止の実施体制に関する事項

該当なし

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

留萌南部衛生組合の有害鳥獣焼却施設へ搬入する。ただし、地形的要因等により運搬が困難な場合は捕獲場所において適切に埋設処分する。

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし